

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条

当社は、ニホンフラッシュ株式会社と称し、英文では NIHON FLUSH CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第2条

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) フラッシュの製造販売
- (2) 住宅ならびに住宅関連部品の製造および販売
- (3) 木材、建材ならびに木製品の輸出入および国内販売
- (4) 建設工事・建具工事・内装仕上工事に関する請負ならびに設計業務
- (5) 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条

当社は、本店を徳島県小松島市に置く。

(公告方法)

第4条

当社の公告は、電子公告により行う。

- ② やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条

当社の発行可能株式総数は、89,600,000 株とする。

(自己株式の取得)

第6条

当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条

当社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株主の売渡請求)

第8条

単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと（以下、買増しという）を当会社に請求することができる。

(単元未満株主の権利制限)

第9条

当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法189条2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求することができる権利

(株主名簿管理人)

第10条

当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

(株式取扱規則)

第11条

株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行

使に際しての手続き等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

第 12 条

当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- ② 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 13 条

定時株主総会は毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

(招集権者および議長)

第 14 条

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

- ② 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 15 条

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に関する情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(議決権の代理行使)

第 16 条

株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。

- ② 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第 17 条

株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもっておこなう。

- ② 会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議事録)

第 18 条

株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第 19 条

当会社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第 20 条

当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、9 名以内とする。

- ② 当会社の監査等委員である取締役（以下「監査等委員」という。）は、4 名以内とする。

(取締役の選任)

第 21 条

取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 22 条

取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- ③ 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。
- ④ 会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 23 条

当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

- ② 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
- ③ 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を選定し、また必要に応じ、取締役会長 1 名および専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 24 条

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 25 条

取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第 26 条

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 27 条

当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(業務執行の決定の取締役への委任)

第 28 条

当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第 29 条

取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規則)

第 30 条

取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第 31 条

取締役の報酬等は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(相談役、顧問)

第 32 条

取締役会の決議により相談役および顧問を置くことができる。

(取締役の責任免除)

第 33 条

当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会の設置)

第 34 条

当社は監査等委員会を置く。

(監査等委員会の招集通知)

第 35 条

監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第 36 条

監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第 37 条

監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

(監査等委員会規則)

第 38 条

監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第 39 条

当社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第 40 条

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 41 条

会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 42 条

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第43条

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等)

第44条

当会社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。

- ② 当会社は、毎年3月31日または9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して金銭による剰余金の配当（以下「配当金」という。）を行う。
- ③ 当会社は、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を株主総会の決議によっては定めない。

(配当金の除斥期間)

第45条

配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

- ② 未払の配当金には利息をつけない。

附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

当会社は、第56期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- ② 第56期定時株主総会終結前の監査役（監査役であったものを含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第42条第2項の定めによるところによる。

昭和39年9月4日	定款認証
昭和39年9月7日	設 立
昭和50年5月26日	一部改正
昭和50年9月12日	一部改正
昭和51年3月22日	一部改正
昭和57年5月29日	一部改正
昭和60年5月11日	一部改正
平成3年6月10日	一部改正
平成5年6月26日	一部改正
平成6年6月25日	一部改正
平成8年6月28日	一部改正
平成11年6月29日	一部改正
平成14年6月27日	一部改正
平成15年6月25日	一部改正
平成17年6月24日	一部改正
平成18年6月27日	一部改正
平成19年6月27日	一部改正
平成19年10月12日	一部改正
平成21年6月26日	一部改正
平成24年6月26日	一部改正
平成27年3月1日	一部改正
平成27年6月25日	一部改正
令和2年4月1日	一部改正
令和2年6月24日	一部改正